

飲み水を 未来につなごう ほくたちで

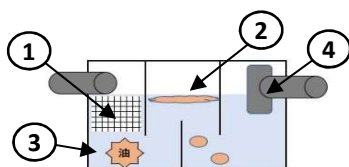
あしよろの上下水道

下水道における除害施設(グリース阻集器等)の適正な維持管理について

町内に埋設されている下水道管で、油脂分を多く含んだ排水が冷え固まり、閉塞(詰まる)案件が発生しております。下水道が閉塞すると、その排水を流した人だけではなく、多くの使用者が「下水道を使えない」状況となります。各家庭でできる油を流さない対策をし特に除害施設を設けている使用者は、定期的に油脂分を掃除するなど適正な維持管理をお願いいたします。

除害施設は、下水道自体に害を及ぼすゴミや油脂分等を下水道に流す前に除去する施設で、主に飲食業や大型施設に設けられています。

グリース阻集器の日常清掃



- ① バスケットの掃除は毎日1回
 - ② 油脂分の掃除は毎日1回
 - ③ ゴミ・油脂の掃除は1週間に1回
 - ④ トラップ内部の掃除は2～3か月に1回
- 注意: 清掃ロッキップは忘れず元の位置へ
注意: 清掃した油脂分などは、廃棄物として正しく処理しましょう。

閉塞した下水道と正常な下水道



閉塞



正常

令和3年度 水質検査計画について

水道の水質基準改定(平成16年4月1日施行)に伴う水道法施行規則改定に基づき水質検査計画を策定しましたので、需用者である町民の皆様にご報告します。

水質検査計画については、役場内または足寄町ホームページ内で閲覧できます。

水質検査結果

区分	単位	おいしい水研究会基準	水質基準	上水道
蒸留残留物	mg/l	30～200	500以下	79.8
硬度	mg/l	10～100	300以下	9.3
有機物等	mg/l	-	3以下	0.2
臭気	度	3度以下	3度以下	なし
水温	℃	20℃以下	-	10.5

※厚生労働省の「おいしい水研究会」のデータと、R2あしよろの水をくらべたものです。

令和3年3月31日から次の区域が供用開始します

1. お住まいの場所が下水道整備され供用開始されている地域か確認
公共樹が設置されていれば下水道が整備されています。排水設備はすいやかに、くみ取り便所は3年以内に下水道に接続しなければなりません。ご不明な点があればお問い合わせ下さい。

2. 指定工事店に工事を依頼
下水道への切替工事ができるのは、指定工事店のみとなっています。
※工事費用は自己負担となっております。
※指定工事店についてはお問い合わせ下さい。

3. 下水道使用スタート
町での検査を完了すれば、下水道の使用が可能になります。
※補助金の制度についてはお問い合わせ下さい。



お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 Tel.0156-25-2141 (内線357)